

佐野市危険ブロック塀等安全対策工事補助金制度のご案内

佐野市では道路に面するもの及び避難所の外周に面する危険なブロック塀等の除却や、除却後に塀等を設置する工事をされる方に費用の一部を補助しています。

あなたの家のブロック塀は大丈夫!?



佐野ブランドキャラクター さのまる



大規模地震から事故を防ごう!!

市の補助制度を活用して危険なブロック塀等の除却や造り替えを!!!

★補助に際しての注意事項★

- ☆設置場所や状況に応じて、補助が受けられないことがありますので、必ず窓口にて事前相談をしてください。
- ☆補助対象者は危険ブロック塀等の所有者または所有者の2親等以内の親族（危険ブロック塀等の管理者が申請する場合を除く。）で安全対策工事に係る契約者となります。
- ☆申請時点で既に安全対策工事に着手していると補助の対象になりませんのでご注意ください。
- ☆予算がなくなり次第、受付終了となりますので、事前にご確認ください。

補助制度の概要



① 除却の際、対象となる塀の**種類**

補強コンクリートブロック塀、れんが塀、石塀 など

※ 万年塀や板塀などは対象となりません。

② 対象となる塀の**設置場所**

- 国道、県道、市道又は国及び地方公共団体が管理する道に面するもの
- 建築基準法第42条に規定する道路に面するもの
- 佐野市地域防災計画に基づき指定された避難所等の敷地の外周に面するもの

③ 補助**対象者**

- 安全対策工事に係る契約者
- 危険ブロック塀等の所有者または2親等以内の親族
(危険ブロック塀等の管理者が申請する場合を除く。)
- 国、県、市税の滞納がない者

④ 補助**対象工事**

- 危険ブロック塀等の除却（一部除却を含む。）
- 危険ブロック塀等の改修
- 危険ブロック塀等を除却し、建築基準法施行令の規定に適合する塀又は軽量の塀（生垣、ネットフェンス、板塀等）に造り替える工事

⑤ 補助対象とする危険ブロック塀等の**判断**

相談者より提出される事前相談チェックリストを用いて現地確認の上、最終的に判断します。

⑥ 補助金**限度額**

20万円（危険ブロック塀等の安全対策工事に要した費用の3分の2以内）

【お問い合わせ】

佐野市 都市建設部 建築指導課 指導係（高砂町1《5階 西側》）

電話：0283-20-3104 Fax：0283-20-3035

E-mail：kenchikusidou@city.sano.lg.jp